

文京区工事成績評定要綱

21文総契第430号平成22年2月26日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）が施行する請負工事（以下「工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、監督員及び検査員が工事施行の評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 一件の契約金額が130万円を超える工事（文京区検査事務実施要綱（40文総財発第417号。以下「検査事務実施要綱」という。）第4条第8号に規定する工事及び総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）が指定した工事を除く。）
- (2) 検査事務実施要綱第2条第5号に規定する総価単価契約による工事にあつては、1回の指示額が130万円を超えるもの

(評定者)

第3条 前条の工事に係る評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 文京区契約事務規則(昭和39年4月文京区規則第11号。以下「規則」という。)第56条第1項に規定する監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 規則第58条第1項に規定する検査員（以下「検査員」という。）

2 前項第1号に規定する監督員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総括監督員 評定の対象工事を主管する課の課長
- (2) 主任監督員 評定の対象工事を主管する課の担当係長
- (3) 担当監督員 評定の対象工事を主管する課の担当職員

(評定の時期)

第4条 監督員及び検査員は、完了検査合格の日から14日以内に評定を行うものとする。

(評定の実施)

第5条 監督員及び検査員は、工事ごとに、工事成績評定表（別記様式第1号。以下「評定表」という。）の評定項目について、次条から第10条までに定めるところにより評定を行うものとする。

2 評定点の配分は、次の表のとおりとする。

監督員	70点
検査員	30点
合計	100点

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容、方法等)

第6条 担当監督員は、評定表及び工事成績評定項目別評定表（別記様式第2号から別記様式第5号まで。以下「項目別評定表」という。）により評定を行う。

2 主任監督員は、評定表及び工事成績評定項目別評定表（別記様式第6号から別記様式第9号まで）により評定を行う。

3 主任監督員及び担当監督員は、評定表及び前2項の工事成績評定表項目別評定表を総括監督員へ報告するものとする。

（総括監督員の評定の内容、方法等）

第7条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員及び担当監督員の行った評定を総合的に判断し、評定表の各項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について、評定を行う。

2 総括監督員は、別記様式第10号に定める工事成績評定項目別評定表（法令遵守等）について、評定を行う。

（検査員が行う評定の内容、方法等）

第8条 検査員は、検査成績評定表（別記様式第11号から別記様式第14号まで。以下「検査評定表」という。）及び検査成績評定項目別評定表（別記様式第15号から別記様式第18号まで。以下「検査項目別評定表」という。）により、「施工管理」の項目について評定を行う。

2 検査員は、検査評定表に検査項目別評定表を添付して、契約管財課長へ報告するものとする。

3 検査員は、検査評定表の写しを総括監督員へ送付するものとする。

（評定結果の取りまとめ等）

第9条 総括監督員は、監督員及び検査員の評定を取りまとめ、工事成績評定報告書（別記様式第19号。以下「報告書」という。）及び評定表に記録するものとする。

2 総括監督員は、報告書に評定表を添付して、当該工事を主管する部の部長（文京区工事施行規程（昭和55年4月文京区訓令甲第10号）第2条第2号に規定する部長をいう。）へ報告するものとする。

3 総括監督員は、報告書及び評定表の写しを契約管財課長へ送付するものとする。

4 契約管財課長は、総括監督員から送付を受けた報告書及び評定表をもって総務部長へ評定結果を報告するものとする。

（評定結果の総合評価）

第10条 工事を主管する課の課長（文京区工事施行規程第2条第3号に規定する課長をいう。以下「工事主管課長」という。）は、前条の規定による評定結果の取りまとめが終了したときは、当該工事の工事成績評定について、監督員及び検査員の評定の合計点数により、次の表上段の総評定点の区分に従い、これに対応する下段の評価をするものとする。

工 事 成 績 評 定 の 評 価	総 評 定 点	100点～75点	74点～60点	59点～50点
	評 価 ラ ン ク	A：優良	B：普通	C：不良

2 前項の評価の内容は、次の表のとおりとし、工事主管課長は、監督員及び検査員の評定結果により、当該工事全般にわたる成績評定と評価の内容に相違等がないことを確認の上、当該工事の評価ランクの成績評定を確定するものとする。

A:優良	施工過程及び工事完成度が優れていた。
B:普通	施工過程及び工事完成度が区の求める水準に達していた。
C:不良	最終的には合格水準に達したものの、多くの不備が見られた。

(評定結果の通知等)

第11条 工事主管課長は、工事成績評定通知書（別記様式第20号。以下「通知書」という。）に項目別評定点（別記様式第21号）を添付したもの（以下「通知書等」という。）をもって、速やかに当該工事の請負者に評定結果を通知する。

2 工事主管課長は、当該工事の請負者に評定結果を通知するときは、次の各号に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 通知書等について、説明を求めることができること。
- (2) 通知書等に不服がある場合は、区長に対して苦情申立てができること。
- (3) 通知書等について説明を求めない場合は、苦情申立てができないこと。

(説明責務)

第12条 工事主管課長は、前条第1項の通知を受けた当該工事の請負者から、通知書について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(苦情申立て)

第13条 当該工事の請負者は、前条の説明に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して、10日以内（期間の末日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。）に別に定める書面により苦情申立てができる。

2 前項の苦情を申し立てようとする者は、苦情申立てに当たって、申立ての根拠となる証拠、記録書類等を申立書に添付するものとする。

(文京区工事成績評定審査委員会への付議)

第14条 区長は、前条の苦情申立てがあったときは、厳正かつ公正に苦情申立てを審査するため、別に定める文京区工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）に当該申立てを付議し、その意見を求めるものとする。

(苦情申立者への回答)

第15条 区長は、第13条の苦情申立てについて回答するときは、委員会の意見を十分検討し、別に定める書面により速やかに回答するものとする。

(評定の修正)

第16条 監督員及び検査員は、苦情申立てに係る委員会の審査結果その他の理由により、評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事の評定を修正することができるものとする。

2 前項の規定により評定を修正する場合においては、第6条から第11条までの規定により行う。

3 工事主管課長は、工事成績評定通知書（修正）（別記様式第22号）により、速やかに当該工事の請負者に評定結果を通知するものとする。

4 評価の修正ができる期間は、当該工事に係る契約約款のかし担保期間内とする。

(記録簿)

第17条 監督員は、次の各号に掲げる場合は、工事成績評価記録簿（別記様式第23号）を作成し、次の各号に掲げる場合があったときは、履行期間中の施工において記録するものとする。

- (1) 優良な事項があった場合
- (2) 誤りや不適切な事項があった場合

(評価結果の運用)

第18条 契約管財課長は、第10条の総合評価の結果について、次のとおり評価結果の有効かつ適切な運用を図るものとする。

評価ランク	運用	内容
A:優良	優良工事の公表	優良工事について、工事件名、契約金額、工事場所、請負者名、評価等を公表する。
C:不良	指名停止	文京区契約委員会に付議し、文京区指名競争入札の参加資格を持つ者に対する指名停止等取扱要綱（18文総契第347号）に基づき、指名停止を行うとともに、請負者名、理由、指名停止期間等を公表する。

(実施細目)

第19条 この要綱の実施についての細目は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。